



檀行審第7号

令和8年3月2日

檀原市長 亀田 忠彦 様

檀原市行政不服審査会

会長 北岡 秀晃

行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和7年7月18日付け檀総第10392号による下記の諮問について、別紙のとおり  
答申します。

記

令和6年4月11日付け及び同月26日付け令和6年度固定資産税・都市計画税納税通知  
書に関する処分についての審査請求についての諮問

## 第1 審査会の結論

本件審査請求は棄却すべきであるとの榎原市長（以下、審査庁としての榎原市長を「審査庁」という。）の諮問に係る判断は、妥当である。

## 第2 事案の概要

- 1 平成〇〇年〇〇月〇〇日、榎原市〇〇町〇〇〇番〇の土地及び同番地所在のアパート建物（平成〇〇年〇月〇日新築）は、相続により、審査請求人の単独所有となった。
- 2 処分庁は、令和4年以降広報かしはら1月号に償却資産の申告に関する記事を掲載していたものの、個人のアパート所有者からの償却資産の申告がほとんどない状況であったことから、令和5年10月頃に対象者に対して集中的に申告勧奨を行った。
- 3 同年11月22日、審査請求人は、令和5年度償却資産申告書（償却資産課税台帳）及び別表一・令和5年度種類別明細書（増加資産・全資産用）を提出した。
- 4 処分庁は、申告内容に関する質疑応答を経て、平成〇〇年分の所得税申告書等を調査した結果、上記償却資産申告書等の内容に従い、償却資産である擁壁の平成〇〇年9月時点の取得価額を1322万1810円として、毎年減価した金額を計算・控除して1.4%の税率を乗じ、令和6年度分については令和6年4月11日付けで、平成31年度ないし令和5年度分については同年4月26日付けで、それぞれ審査請求人に対して通知書を交付することにより、令和6年度固定資産税・都市計画税価格決定（修正）及び税額更正処分を行った。
- 5 同年7月5日、審査請求人は、上記処分に不服があるとして審査請求書及び証拠書類を提出して審査請求を申し立てた後、同年8月2日付け補正書及び証拠書類を提出して審査請求書の補正を行い、平成31年度、令和2年度、令和3年度及び令和4年度課税分についての償却資産に関する課税処分の取消し（予備的請求としてこれらのうち擁壁に関する課税処分の取消し）を求めるとともに、令和5年度及び令和6年度課税分については、償却資産への課税のうち、擁壁に関する課税処分の取消しを求めた。
- 6 同年8月30日、処分庁から、弁明書及び証拠書類が提出された。
- 7 同年10月7日、審査請求人は、口頭意見陳述申立書を提出して口頭意見陳述を申し

立てた。

- 8 同年12月19日、処分庁は、審理員からの資料提出要求書による資料提出要求に応じ、証拠書類を提出した。
- 9 令和7年1月10日、審査請求人は、口頭意見陳述を行った。
- 10 同年1月30日、処分庁は、審理員からの資料提出要求に応じ、補足説明書及び証拠書類を提出した。
- 11 同年7月1日、審査庁は審理手続を終結し、審査請求人に通知した。
- 12 同年7月18日、審査庁は、橿原市行政不服審査会（以下「審査会」という。）に対し、本件審査請求についての諮問書を提出した。

### 第3 審査関係人の主張

#### 1 審査請求人の主張

##### (1) 審査請求人の主張の要旨

ア 平成31年度、令和2年度、令和3年度及び令和4年度課税分について当該年度の償却資産に関する課税処分を取り消すとの裁決を求める。

イ （アが認められない場合の予備的請求）

平成31年度、令和2年度、令和3年度及び令和4年度課税分について、当該年度の償却資産への課税の内、擁壁に関する課税処分を取り消すとの裁決を求める。

ウ 令和5年度及び令和6年度課税のうち、擁壁に関する課税処分を取り消すの内、擁壁に関する課税処分を取り消すとの裁決を求める。

##### (2) 審査請求人の主張の理由

審査請求人が提出した書面及び口頭意見陳述のとおりであり、その要旨は次のとおりである。

ア 処分庁からはじめて償却資産についての固定資産税に関する通知があったのが令和5年10月頃であり、それより前の年度に遡って償却資産に対する固定資産税を課す処分の全部が違法又は不当である。

イ 償却資産として固定資産税を課される擁壁の範囲は曖昧であるが、本件擁壁は土留め工事であって、償却資産には該当しない。

ウ アパート建物建築にあたり、地図に準ずる図面（いわゆる公図）の誤記により〇〇

○（○○○○○）名義の橿原市○○町○○○番○の土地が誤った位置に記載されていたため、擁壁工事が必要になった経緯がある。

エ もととの擁壁部分の取得価額1322万1810円を見直して所得税の修正申告をしたから、償却資産の価格を修正してほしい。

## 2 処分庁の主張

### (1) 処分庁の主張の要旨

本件審査請求を棄却するとの裁決を求める。

### (2) 処分庁の主張の理由

処分庁が、提出した書面のとおりであり、その要旨は次のとおりである。

ア 審査請求人に対してはじめて償却資産についての固定資産税に関する通知がなされたのが令和5年10月頃であったことは認める。

イ ○○町○○○番○の土地について、地図に準ずる図面に誤記があったことについては、昭和41年12月7日付け及び昭和55年1月31日再製の地図に準ずる図面（ともに閉鎖済み）においては○○○番○の西側に記載されている一方、現在の地図に準ずる図面においてはその東側（なお、現在の地図に準ずる図面では○○○番○はその後の合筆・分筆を経て、大部分が○○○番○として記載されている。）に記載されている限度において認める。これを原因として擁壁工事が必要となったことについては不知。なお、○○○番○の土地は、平成○○年○月○○日譲与を原因として橿原市の所有となっている（平成○○年○○月○○日登記）。

ウ 償却資産の申告は、地方税法第383条に所有者の義務として規定されており、処分庁が周知の努力を怠っていたからといって、不申告が正当化されるものではなく、過年度分を追徴することが違法又は不当であるということとはできない。

地方税法第17条の5第5項は、固定資産税に係る賦課決定は法定納期限の翌日から起算して5年を経過した日以後においては、することができない旨を規定しており、ここでは期間制限のみが規定されているが、橿原市税条例第7条は、課税洩に係る市税又は詐偽その他不正の行為により免かれた市税があることを発見した場合においては、課税すべき年度の税率によってその全額を直ちに徴収する旨を規定し、地方税法に掲げる期間制限までの期間については直ちに追徴すべきものとしており、同条例第7条の規定に従って行われた本件各処分が違法又は不当ということとはできない。

エ 償却資産については地方税法第341条第4号で定義されているが、要するに、償却資産とは、事業の用に供することができる資産であつて、法人税法第2条第23号又は所得税法第2条第19号に掲げる減価償却資産のうち、家屋、無形減価償却資産及び他税の目的である固定資産（自動車税の種別割の課税客体である自動車並びに軽自動車税の種別割の課税客体である原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車。）並びに政令の定めに従つて取得価額の全部又は一部が損金又は必要経費に算入される少額の資産その他の資産を除いたものの全部をいうものである。

所得税基本通達38-10は、埋立て、地盛り、地ならし、切土、防壁工事その他土地の造成又は改良のために要した費用の額はその土地の取得費に算入するのであるが、土地についてした防壁、石垣積み等であっても、その規模、構造等から見て土地と区分して構築物とすることが適当と認められるものの費用の額は、土地の取得費に算入しないで、構築物の取得価額とすることができる旨を規定しており、審査請求人は、所得税の経理において、この通達に基づいて擁壁工事を構築物に区分したものと認められる。

償却資産の課税客体と法人税又は所得税の経理における減価償却資産とは家屋等に該当する場合を除き同一のものであり、その調査についても、法人税又は所得税の経理に係る帳簿書類が対象となる。そのため、地方税法第354条の2は、政府に対し、市町村長が請求した場合には、所得税又は法人税に係る申告書若しくは修正申告書又は更正若しくは決定に関する書類を閲覧させ、又は記録させることを規定している。処分庁は、この規定により審査請求人が政府に提出した所得税の申告書を記録した上で、審査請求人の提出した償却資産申告書の内容を検査して償却資産課税台帳に登録し、賦課したものである。

本件のような経理方法に選択の余地がある費用については、納税者が法人税又は所得税の経理において構築物の取得価額としていた場合には償却資産の課税客体とし、損金又は必要な経費に算入していた場合には償却資産の課税客体とはしないものとするのが適当である。このように解することは、課税庁の恣意的な判断を防止するとともに、納税者が実際に経理した内容に基づくという点において基準が明確で、かつ、納税者の理解も得られやすい。

したがって、償却資産の評価に当たっては、法人税又は所得税において減価償却資産として経理されたものを課税客体と推定することが相当であり、その経理処理に誤りがあることが反証された場合を除き、法人税又は所得税の経理内容に従って判断すべきである。審査請求人の主張は、自らが選択した所得税の経理に矛盾しており、失当である。

オ 本件擁壁の建築当時、〇〇〇〇〇が所有していた〇〇町〇〇〇番〇の土地の位置について地図に準ずる図面上に誤認があり、その誤認がなければ擁壁工事の必要がなかったとの審査請求人の主張は、地方税法第348条の非課税要件にも、同法第6条の規定による不均一課税又は同法第367条の減免にも該当せず、本件擁壁に対する固定資産税の賦課が違法又は不当というべき理由はない。

#### 第4 審査庁の裁決についての判断

本件審査請求には理由がないから、棄却するのが相当であるとし、その理由を審理員意見書「第4 理由」のとおりとしている。

#### 第5 当審査会の判断

##### 1 審査請求に係る手続の適正について

本件審査請求について、審理手続は適正に行われたと認められる。

##### 2 審査会の判断の理由について

当審査会の判断の理由は、審理員意見書の「第4 理由」と同旨であり、次のとおりである。

##### (1) 過年度に遡及して賦課決定したことの違法性及び不当性

審査請求人は、処分庁からはじめて償却資産についての固定資産税に関する通知があった時点よりも前の年度に遡って償却資産に対する固定資産税を課す処分が違法又は不当であると主張する。しかし地方税法第383条は、償却資産の申告を所有者の義務として規定しており、処分庁が周知の努力を怠っていたからといって、不申告が正当化されるものではない。

また、同法第17条の5第5項は、固定資産税に係る賦課決定は法定納期限の翌日から起算して5年を経過した日以後においては、することができない旨を規定してお

り、樫原市税条例第7条は、課税洩に係る市税又は詐偽その他不正の行為により免かれた市税があることを発見した場合においては、課税すべき年度の税率によってその全額を直ちに徴収する旨を規定している。これを怠ることは、違法な財務会計上の行為又は怠る事実として、住民監査請求や住民訴訟の対象ともなり得ることから、平成31年度分の固定資産税第1期の法定納期限（同条例第67条第1項）の翌日から起算して5年後となる令和6年4月30日を経過するまでの間に行われた本件各処分が違法又は不当ということはいくつかできない。

## (2) 擁壁の償却資産該当性

審査請求人は、本件擁壁は土留め工事であって、償却資産には該当しないと主張するが、所得税の経理においては、擁壁工事を土地の取得費に算入せずに構造物に区分し、減価償却資産としたものと認められる。

処分庁が主張するとおり、償却資産の課税客体と法人税又は所得税の経理における減価償却資産とは、一部例外を除き対象が重なり合うものであり、その調査についても、法人税又は所得税の経理にかかる帳簿書類が対象となる。償却資産に対する固定資産税の賦課に当たっては、法人税又は所得税において減価償却資産として経理されたものを課税客体と推定することが相当であることから、処分庁は、地方税法第354条の2の規定により審査請求人が政府に提出した所得税の申告書を記録した上で、審査請求人の提出した償却資産申告書の内容を検査して償却資産課税台帳に登録し、固定資産税を賦課したものである。

したがって、法人税又は所得税の経理内容に従って擁壁の償却資産該当性を認めた処分庁の判断に誤りはないと考えられる。

## (3) 地図に準ずる図面の誤認に起因して建築が必要となった本件擁壁に対する固定資産税賦課の違法性及び不当性

〇〇町〇〇〇番〇の土地について、昭和41年及び昭和55年再製の地図では〇〇〇番〇の西側に記載されていたが、現在の地図に準ずる図面においてはその東側に記載されていることから、審査請求人が主張するように、平成〇〇年のアパート建設時点では誤った位置に記載されていたものと推認できる。

しかしながら擁壁とは一般に、高低差のある土地に建築物を建築する場合の安全対策として設置するものであり、〇〇〇名義の〇〇町〇〇〇番〇の土地にアパートを

建設する際、地図の誤りがあったことが、擁壁設置の必要性と直接関係があるとは言えない。したがって、地図の誤認を理由に擁壁工事が必要になったという審査請求人の主張は認められず、現在も維持されている本件擁壁は、土地を側面から支える構造物として、審査請求人の事業の用に供されている償却資産であると推認することができることから、本件処分が違法又は不当とは認めることはできない。

#### (4) 所得税の修正申告を理由とした償却資産の価格修正の可否

審査請求人は、口頭意見陳述において、所得税の修正申告をし、擁壁部分の取得価格を見直したから償却資産としても価格を修正してほしい旨を主張している。ところが、現在も維持されている本件擁壁について、償却資産課税台帳に登載されている価格を見直すための根拠資料については未だ提出されておらず、平成〇〇年分所得税の申告書に記載された減価償却費の記載が誤りであったことを認めることはできないし、その後に価格を変更すべき合理的事情もない。よって、所得税の修正申告を理由として、本件処分が違法又は不当とは認めることはできない。

なお、この償却資産の価格修正についての審査請求人の不服は、固定資産課税台帳に登録された価格についての不服として、地方税法第432条第1項の規定により固定資産評価審査委員会に審査の申出をすべき不服であって、同条第3項により行政不服審査法に基づく本件審査請求における不服の理由とすることはできないとされている。

### 3 結論

以上の理由から、当審査会は、前記「第1 審査会の結論」のとおり、判断した。

## 第6 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問案件について、次のとおり、調査審議を行った。

- ・令和7年7月18日 審査庁からの諮問書を受理
- ・令和7年12月1日 経過説明・論点整理
- ・令和8年1月22日 口頭意見陳述の実施・調査審議

令和8年3月2日

橿原市行政不服審査会 第二部会

部会長 北岡 秀晃

委員 荒木 進

委員 福井 麻起子

委員 小関 康平